

平成 22 年 1 月 21 日  
株式会社トクヤマ

### 株主からの提訴請求に係る調査結果について

当社監査役は、平成 22 年 1 月 13 日、当社株主から、当社取締役 4 名に対し取締役の責任を追及する訴えの提起を求める書面を受領いたしました。

当社監査役会は、従前より上記書面で求められている内容について既に調査を行ってまいりましたが、今般、改めて検討した結果、当社監査役は全員一致で、上記書面で求められている当社取締役 4 名の責任を追及する訴えを提起しないことを決定しました。

当社監査役から上記決定に関する報告を受けましたので、お知らせいたします。

当社株主からの提訴請求の内容及び上記の決定の理由については、下記のとおりです。

### 記

本件提訴請求は、

- ① 当社における認定仕様と異なる仕様の製品の販売
  - ② 株式会社シャノン(平成 20 年 10 月に「株式会社エクセルシャノン」に商号変更。以下、商号変更の前後を問わず「シャノン」という。)における不正な試験体による認定の取得及び認定仕様と異なる仕様の製品の販売
- につき、当社取締役 4 名(以下、「対象取締役」という。)に対し損害賠償請求訴訟の提起を求めるものである。

当社監査役会は、上記①及び②の事実、社外調査委員会による調査報告(平成 21 年 3 月 26 日付「防火用樹脂サッシに係る不正問題に関する調査結果および再発防止策について」参照)で指摘されている、

- ③ 株式会社 PSJ による不正な試験体による認定の取得及び認定仕様と異なる仕様の製品の販売へのシャノンの関与
  - ④ 国土交通省からの調査依頼に対するシャノンの虚偽回答
- を加えた 4 点(以下、4 点を合わせて「対象事実」という。)について、(a) 対象取締役が対象事実に関与していたか、(b) 内部統制システムが構築・運用されていたか、(c) 対象取締役の監視監督が不十分ではなかったかを検討した。

その結果、次に述べるとおり、対象取締役に任務懈怠責任は認められないと判断した。

(a) 対象取締役が対象事実に関与していたか

対象事実について、対象取締役が関与していた事実は認められず、問題行為を発見・防止すべき注意義務も尽くしていたと認められる。

(b) 内部統制システムが構築・運用されていたか

上記①の事実につき、当時、当社では、法令遵守に関する大枠の行動指針を制定していたほか、内部監査の制度が設けられており、他の上場会社一般の当時の水準に照らして遜色のない内部統制システムが構築・運用されていた。

また、上記②～④の事実につき、当時、当社では、(ア)社内規程において、子会社に対する指導、支援等の具体的基準を定めていたこと、(イ)子会社に対し監査を実施していたこと、(ウ)定期的にグループ経営会議を開催し、グループ会社にコンプライアンス体制の整備を求め、各社のコンプライアンス体制の整備状況の報告を行うなどしていることからすれば、企業集団における内部統制システムは相応に構築されていたと評価でき、同業他社の水準と比較しても、相応の企業集団における内部統制システムが構築されていたと評価できる。

(c) 監視監督が不十分ではなかったか

対象事実について、監視監督が不十分であったことを示す特段の事情は認められない。

以上